

地方創生のさらなる推進を求める意見書

平成26年に施行された「まち・ひと・しごと創生法」では、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する政策を総合的かつ計画的に実施することとしています。

大崎市においては、仙台圏や首都圏への若者の流出や、出生者数より死亡者数が上回る自然減の傾向が続いていることに鑑み、平成28年2月に「宝の都（くに）・おおさき市地方創生総合戦略」を策定し、地域の実情を踏まえた具体的施策を展開していますが、その計画期間は平成31年度までとなっています。

総合戦略の間である平成29年度までの事業実施によって一定の成果が得られていますが、持続可能な地域社会の実現を実感するには至っておらず、中長期的な視点による事業継続が必要になります。

よって、国においては、地方創生の大きな流れを緩めることのないよう、国が本来行うべき施策を着実に推進するとともに、次の事項について積極的かつ適切に対応するよう強く要望します。

記

- 1 地方創生推進交付金については、対象事業の要件緩和を図るとともに、地域の実情や施策の性格に応じて交付期間を延長するなど、現在実施している事業を含めて柔軟に対応すること。
- 2 「まち・ひと・しごと総合戦略」に続く次期総合戦略の策定に関する基本方針を平成30年度中に示すとともに、地方版総合戦略策定を推進するための支援策を講じること。
- 3 我が国における人口減少は世界にも例のないスピードで進んでいることを踏まえ、特に少子化対策に関する事業については、地方自治体における先駆的な取り組みを検証し、国策として全国一律の制度を創設すること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年10月16日

宮城県大崎市議会議長 佐藤和好

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣
（経済財政政策）
内閣府特命担当大臣
（地方創生規制改革）
内閣官房長官



殿